

広島市立大学学生寮「もみじ」寮生心得

広島市立大学学生寮は、学生の規律ある共同生活を通じて、その人間形成及び厚生に資することを目的としています。また、多数の入居希望者の中から、選考の結果、入居を認められたことを十分認識し、以下のことを遵守し、規律ある共同生活を営み、学生寮の施設を適切かつ円滑に利用するよう留意してください。

学生寮の規律を守れない者及び寮費等を3か月以上滞納した者は、退去を命じることがあります。

1 共通事項

- (1) 学生寮の入居可能期間は最大2年間です（1年間の者もいます）。
退去を希望する者は、退去日の1か月前までに届けてください。退寮願は管理人室にあります。休学、停学等の事由が発生した時は、退去を命じることがあります。
- (2) **学生寮の門限は24時です。24時に玄関を施錠します。門限までに帰寮できない者は、事前に管理人室に申し出て、帰寮予定簿に記入してください。事前に記入できなかった場合は、必ず電話連絡すること。**部外者はそれまでに退去させてください。
- (3) 男子棟、女子棟の相互の立入りを禁止します。ただし、集会室、ロビーを除きます。
- (4) **寮内及び寮敷地内は全面禁煙**です。
- (5) ロビーでの食事は禁止します。
- (6) 外泊、帰省するときは、その旨を管理人に伝え、外泊簿、帰省帰寮簿に記入してください。
- (7) 集会室を利用する者は、使用簿に記入し、鍵を借り受けてください。使用後は整理整頓を行ってください。
- (8) 各棟の便所、洗面所、廊下、階段等、共用部分の掃除は、寮生が行います。**第2、第4土曜日を全寮清掃日としますので必ず参加してください。**3階へ上がる階段は3階の者が、2階へ上がる階段は2階の者が行ってください。また、あつてはならないことですが、ゴミ集積場所に無分別で収集されないゴミがあった場合、清掃時に分別作業を行っていただきます。
全寮清掃は、寮生全員参加必須です。第2、第4土曜日の全寮清掃日には、アルバイトなどの私用を入れないようにしてください。やむを得ない事情で参加できない場合は、管理人の了解を事前に得た上で、別の日に清掃を行ってください。寮生としてのルールや規律を守れない場合、退寮を命じることがあります。
- (9) **ゴミは、各自で責任をもって、指定された日及び場所へ搬出して**ください。
広島市環境局が発行する「家庭ゴミの正しい出し方」などを参考にして、ゴミの分別方法を守って、ごみ袋に棟と部屋番号をマジックで記入した上で、決められた日に出してください。分別が間違っているゴミは収集されず、管理人や他の寮生が大変迷惑します。
可燃ごみとリサイクルプラについては、ごみ出しの時間を、次のとおり設定しております（収集日前日の18～20時及び収集日当日の6～8時半）。
 - ・燃えるごみ 月曜・木曜の18～20時
又は、火曜・金曜の6～8時半
 - ・リサイクルプラ 火曜の18～20時又は水曜の6～8時半

大型ゴミは有料で、予約が必要です。出したい場合は管理人等に相談してください。
補食室の生ゴミは、当番を決めて、指定された日の8時30分までにゴミの集積場所へ搬出して
- (10) **浴室の利用時間は、18：30～22：00です。**
(出来るだけ早めに入ること。23時に施錠します。)
- (11) 寮の使用料（月額5,900円）及び光熱水費（実費、前月分、水道料は隔月）は合わせて

請求します。また、4月については、清掃料 8,500円程度(予定)も合わせて請求します(清掃料は、退去後の個室を専門業者により清掃するための経費です。経費は入札によって決定するため額が変更になる場合があります。)

支払いについて、できるだけ口座振替によるお支払いをお願いします(入寮直後に、もみじ銀行の本店又は支店への口座振替手続きをしていただきます。)。ただし、口座振替によるお支払いが難しい場合は、現金により毎月大学窓口でお支払いいただくことも可能です(大学窓口で、おつりを用意することはできません。)

口座振替の登録をしていただいても、以下の場合は現金で支払っていただくことがあります。

- ・ 口座振替の手続きが完了するまでの間の使用料及び光熱水費等実費
- ・ 残金不足で口座から使用料等が引き落とせなかった場合

口座名義は、寮生本人又は保証人としてください。また、引き落とし不能になることがないように、十分な金額を口座に入れておくようにしてください。

- (12) 各棟に寮長、副寮長、会計及び各階に1人ずつの班長を選出し、大学事務局、管理人、寮生との連絡、調整を行ってください。

寮長、各班長におかれましては、寮生の全寮清掃への呼び掛けや、ごみ分別に関する注意喚起など、規律ある共同生活維持のための行動を適宜とるようにしてください。

2 寮室について

- (1) 寮室に他人(親を含む)を使用、宿泊させてはいけません。
- (2) 寮室の交換はできません。
- (3) 寮室の鍵は、寮生が責任を持って管理し、戸締りには厳重に注意してください。
鍵を他人に貸したり、複製したりすることはしないでください。紛失したときは直ちに紛失届(用紙は管理人室にあります)を提出してください。その際の鍵の作成費用は、寮生の負担とします。
- (4) 寮室で炊事をしてはいけません。また、ストーブ等の火気を使用しないでください。
- (5) ベッドは、必ずシーツ等を使用してください。
- (6) 寮室で動物を飼ってはいけません。
- (7) 寮室に釘を打つ等の工作、変更を加えてはいけません。また、寮の施設等を破損、紛失又は汚損した時は、紛失・破損届(用紙は管理人室にあります)を提出してください。その修理に要した費用は原因者負担とします。
- (8) 入居者の責により退去時の専門業者による清掃では改善できない汚損等が発生した場合には、入居者の負担により改善処理を行います。高額になる場合もあります。

3 その他

- (1) **集会室、ロビーの利用時間は、7:00~23:00です。**
補食室、洗濯室の利用時間は、7:00~24:00です。
- (2) 固定電話は寮室内に設置できません。携帯電話等をご用意ください。
管理人室での取次ぎ及び管理人による呼び出しはしません。
- (3) インターネットの接続は指定の業者が決まっています。希望者は管理人室にある申込書を使用して、各自で申し込んでください。
- (4) 駐輪場・駐車場を利用する者は、所定の申請が必要です。駐車場は有料(年額7,000円)、駐輪場は無料です。
駐車場を使用する場合は、自動車を搬入する前に必ず許可を取ってください。
バイク、自転車は必ず施錠してください。
- (5) 生活にかかる共用部分の消耗品、器具の修繕費は寮生の負担とし、共益費として徴収します。
例:トイレペーパー、ゴミ袋、洗剤、掃除機の紙パック
- (6) 非常口は、非常時(火災、地震等)以外使用してはいけません。
- (7) 廊下に物や靴等を置かないでください。

広島市立大学国際学生寮生活規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この生活規則は、広島市立大学国際学生寮管理規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、国際学生寮に入居する学生等（以下「寮生」という。）が、安全・快適で自律的に共同生活を行うことができるよう、国際学生寮における生活に関し基本的な事項を定めるものとする。

(寮生活の基本)

第2条 寮生は、国際学生寮が共同生活を行う場であることを認識し、学生役職者を中心として自主的に共同して秩序維持に努めるとともに、他の寮生の文化・習慣やプライバシーを尊重して生活しなければならない。

(学生役職者)

第3条 学生役職者として、寮全体を取りまとめるレジデント・リーダー、フロアを取りまとめるフロア・リーダー及びユニットを取りまとめるユニット・リーダーを置く。

- 2 学生役職者は、学長が任命する。
- 3 学生役職者の任期は、原則として1年とする。
- 4 学生役職者に関し必要な事項は、別に定める。

(会議・当番)

第4条 寮生は、国際学生寮の管理運営に協力しなければならない。

- 2 国際学生寮を円滑に管理運営するため、各種会議及び当番を置く。
- 3 各種会議及び当番に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 寮生活

(入退出時間)

第5条 国際学生寮の入退出時間は、原則として5時から24時までとする。

- 2 やむを得ない事情により、時間外の入退出を希望する場合は、速やかにその旨を寮管理人又は学生役職者に連絡しなければならない。

(外泊)

第6条 寮生が外泊する場合は、所定の手続きにより事前に届け出なければならない。

(部外者の立入)

第7条 部外者（寮生及び大学教職員以外の者をいう。）が立ち入ることができる範囲は、原則として1階のみとする。

- 2 寮生が、部外者を1階以外に立ち入らせるときは、寮管理人に届け出て許可を受けなければならない。

(建物、施設、設備及び備品等の保全、維持管理)

第8条 寮生は、国際学生寮の建物、施設、設備及び備品等が正常な状態に保全されるよう努めるとともに、自主的に維持管理に取り組まなければならない。

- 2 建物、施設、設備及び備品等の修理を必要とするときは、学生支援室長に願い出るものとする。

る。

3 寮生の故意又は過失により、建物、施設、設備及び備品等の全部又は一部を破損、又は紛失した場合は、当該寮生が全額又は一部を賠償するものとする。

(ユニット内共用部分の使用)

第9条 ユニットの共用部分(ラウンジ、キッチン、シャワー、トイレ、洗面コーナー等)の使用や清掃等について、ユニット内の寮生間で協議し、役割分担を決定するものとする。

(居住環境の維持)

第10条 寮生は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、寮内外の清掃美化に努めなければならない。

- (1) ごみは、ユニット単位で分別・保管した上、各フロアの責任において、指定された日の8時30分までに所定のごみ集積場まで運搬投棄すること。
- (2) ユニット内(各個室を含む。)を清潔にしておくこと。
- (3) ポスター、壁飾りなどを貼る際は保護テープ等使用するなど、壁やドア等を傷つけないようにすること。

(共用施設等の使用)

第11条 多目的室、共用キッチン及び教育機能室(以下「共用施設」という。)を使用する場合は、あらかじめ共用施設使用願を学生支援室長に提出しなければならない。

2 共用施設その他の共用部分の清掃等については、別に定める当番により寮生が分担して行う。

第12条 寮生は、共用施設その他の共用部分を目的以外に使用し、又はこれらに工作を加えてはならない。

2 故意又は過失により共用施設その他の共用部分(付帯する設備・備品等を含む。)に補修等が必要になった場合で、賠償責任を負うべき者が特定できないときは、大学が負担するものとする。

(駐車場・駐輪場の使用)

第13条 駐車場を使用する者は、自動車を搬入する前に、学生支援室長の許可を得なければならない。

2 駐輪場を使用する者は、所定の手続きにより事前に届け出なければならない。

3 駐車場・駐輪場内での事故・盗難等について、大学は一切の責任を負わない。

(防火防災等)

第14条 寮生は、学生寮内における火災予防に努めなければならない。

2 寮生は、防火管理及び災害防止その他学生寮の管理運営の必要から行う大学の指示に協力しなければならない。

(緊急事態への対応)

第15条 寮生は、次のような緊急事態が発生した場合又は発生する恐れがあると認められる場合は、応急の処置をとるとともに、速やかに寮管理人又は学生役職者に連絡しなければならない。

- (1) 火災・風水害等による被害が発生したとき
- (2) 寮生の健康・生命にかかわる事態が発生したとき
- (3) 盗難が発生したとき

(4) その他異常事態が発生したとき

(禁止事項)

第16条 寮生の次の行為は、禁止する。

- (1) 日本の法律等を犯すこと。
- (2) 居室を他人に貸与し、又は居住以外の用途に供すること。
- (3) 寮生以外の者を同居させ、又は宿泊させること。
- (4) ユニット内に異性を立ち入らせること。
- (5) 屋上、寮管理人室等の立ち入りが禁止されている場所へ立ち入ること。
- (6) 暖房用ストーブ等の火気類を使用すること。
- (7) 国際学生寮の建物内で喫煙すること。
- (8) 動物を飼育すること。
- (9) 個室内で電子レンジ等消費電力の大きい電気製品を使用すること。
- (10) 共用施設その他の共用部分に私物を置くこと。
- (11) 不衛生な行為や騒音など、他の寮生等に迷惑を及ぼすこと。
- (12) 国際学生寮内を無断で造作すること。
- (13) 国際学生寮の秩序又は風紀を乱すこと。
- (14) その他、学生担当副理事又は学生支援室長が禁止した行為を行うこと。

第3章 入退寮

(入寮時)

第17条 寮生は入寮時に、部屋の損傷や備品等の状況をダメージチェックリストに記入し、学生支援室長に届け出なければならない。

(部屋割)

第18条 寮生の部屋は、男女を分けて大学が割り当てる。

2 部屋替えを希望する学生は、その理由を付して大学に申し出ることとし、大学は相応の理由があり、かつ調整が可能な場合に限り許可する。

(退寮時)

第19条 退寮の際、寮生はすべての私物を部屋から出し、部屋を清掃しなければならない。

2 ダメージチェックリストを基に、部屋の損傷や備品の状況をチェックする。部屋や備品の損傷が認められる場合は、その状況に応じて損害費用を退去する寮生に請求する。

第4章 その他

(指導監督者)

第20条 国際学生寮の管理運営並びに寮生活は、学生担当副理事及び学生支援室長が指導監督する。

(大学による立入)

第21条 次のいずれかに該当する場合には、大学の担当教職員、学生役職者又は寮管理人が、ユニット内に立ち入ることができるものとする。この場合において、寮生のプライバシー

一は最大限に尊重するものとする。

- (1) 寮生の同意があった場合
- (2) 寮生から施設・備品等の修理の要請があった場合
- (3) 衛生上または安全管理の目的で行う室内検査の場合
- (4) 本規則の禁止事項に反する行為の疑いがある場合
- (5) 寮生の保護、または物品の保全のため、緊急に立ち入ることが必要になった場合
- (6) その他、学生担当副理事又は学生支援室長が必要であると認めた場合

(違反者に対する措置)

第22条 この生活規則に違反した者に対し、学長が退去を命じ、又は懲戒処分を行うことがある。

(事務の所管)

第23条 この生活規則に関する事務は、学生支援室学生支援グループが所管する。

(生活規則の改廃)

第24条 この生活規則の改廃は、学生委員会の議を経て、学長がこれを定める。

2 寮生は、寮生による会議の議決を経て、この生活規則の改定を希望することができる。

(定めのない事項)

第25条 この生活規則に定めのない事項については、副学長（教育・研究担当）が決定する。

附 則

この生活規則は、平成29年9月7日から施行する。